

■ 制度全般

Q1. この支援金制度はどのような目的で設けられたものですか？

地域の産業振興および雇用拡大を図り、若年層の五戸町への回帰を促すとともに、地域経済を活性化させることを目的としています。町内で新たに起業した方に対し、支援金を交付するものです。

Q2. 支援金の最大額はいくらですか？

支援金基礎額(30万円以内)に加算金(20万円以内)を加えた最高50万円です。

Q3. 支援金は返済する必要がありますか？

返済の必要はありません(補助金であり融資ではありません)。ただし、交付決定の日から3年以内に事業廃止・町外移転等の一定の事由に該当した場合は、返還を求められることがあります(詳細はQ29～Q34をご参照ください)。

Q4. 支援金は課税対象になりますか？

はい。本支援金は課税対象収入です。受領した場合は、全額を事業収入として計上してください。

■ 申請資格・対象者

Q5. 誰が申請できますか？

次の全てに該当する方が対象です。

- 中小企業基本法第2条に定める中小企業者として、個人事業の開業届出または法人の設立登記が済んでいて、その代表者であること
- 特定創業支援等事業の支援を受けた者であること
- 町が実施する他の起業・創業等に係る補助金等の適用を受けていないこと
- 法令順守上の問題を抱えていないこと
- 申請者または設立した法人の役員が反社会的勢力でないこと
- 過去に本支援金の交付を受けた「同一の者」に該当しないこと

Q6. 法人の役員(代表者以外)でも申請できますか？

いいえ。申請できるのは代表者のみです。

Q7. 副業として起業した場合も対象になりますか？

対象事業は「自立的な事業の継続が可能」であることが要件です。付随的・一時的な活動(副業や趣味の延長)ではなく、当該事業を継続的な経営基盤として確立する意思があることが求められます。事業計画書の内容により判断されます。

Q8. フランチャイズ契約による起業は対象ですか？

事業計画書にフランチャイズ契約の有無を記載する欄があり、申請自体は可能です。ただし、他の要件(自立的な事業の継続等)を全て満たす必要があります。

Q9. 「みなし大企業」は対象外とのことですが、具体的にはどのような企業ですか？
次のいずれかに該当する法人です。

- 発行済み株式総数または出資金の 2 分の 1 以上を 1 つの大企業が所有している企業
- 発行済み株式総数または出資金の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している企業

■ 対象となる起業の時期

Q10. いつ起業した場合が対象ですか？

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 25 日(募集期間の末日)までの間に、個人事業の開業届出または法人の設立登記をしたことが必要です。

Q11. すでに事業を営んでいる場合は対象になりますか？

過去に事業を営んでいたが既にやめている方が新たに起業した場合は対象となり得ます。事業計画書に過去の事業経験を記載する欄がありますので、正確にご記入ください。

■ 特定創業支援等事業

Q12. 「特定創業支援等事業」とは何ですか？

産業競争力強化法第 113 条により認定を受けた五戸町創業支援等事業計画における特定創業支援等事業です。詳細は町ホームページ (https://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/biz_support/2024-1106-1545-81.html) をご覧ください。

Q13. 特定創業支援等事業の相談にはどのくらいの期間がかかりますか？

最短で 1 か月程度かかります。募集期間内に申請を行うためには、余裕をもって相談を開始してください。

Q14. 事業計画書の作成も特定創業支援等事業で支援を受けられますか？

はい。募集要項に記載する事業計画書等についても、特定創業支援等事業の支援を受けて作成することができます。

■ 支援金の額・加算金

Q15. 支援金基礎額とは何ですか？

全ての交付対象者に共通する基本的な支援金の額で、30 万円以内です。

Q16. 加算金にはどのような種類がありますか？

次の 2 種類があります(いずれか一方のみ選択可能)。

- 移住加算金(20 万円以内): 代表者が令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 25 日までの間に五戸町に移住した場合

- 空き家・空き店舗活用加算金(20万円以内):町内の空き家または空き店舗を購入・賃借して起業する場合

Q17. 移住加算金と空き家・空き店舗活用加算金の両方を受けることはできますか？

いいえ、できません。いずれか一方のみの選択です。

Q18. 「移住者」の定義を教えてください。

町外から五戸町内に住所を移し、転入届を行った方であって、転入日前3年以内に町内に住所を有していなかった方です。ただし、3年以内に町内に住所を有していた期間が通算3月以下であり、かつ最後に住所を有していた日から転入日までの期間が1年以上であるときは、住所を有していなかったものとみなされます(学生の転出入や一時的な帰郷等の短期的な滞在を除外するための特例)。

Q19. 過去に本支援金を受けたことがある場合、再度申請できますか？

原則できません。「同一の者」と判定される場合は再度の交付を受けられません。「同一の者」とは次のいずれかに該当する場合です。

- 申請者と過去の受給者が同一の個人であるとき
- 申請法人と過去に受給した法人が同一の法人であるとき
- 申請者(個人事業主)が過去に受給した法人の代表者であった個人であるとき
- 申請法人の代表者が過去に受給した個人事業主であるとき
- 申請法人の代表者が過去に受給した他の法人の代表者であった個人であるとき

なお、判定は代表者を基準とし、法人の役員(代表者以外)や共同創業者は判定の対象外です。

■ 対象事業

Q20. 対象外となる事業はありますか？

次に該当する事業は対象外です。

- 公序良俗に反する事業
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業または同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業
- 不動産貸付けを主たる目的とする事業(空き家・空き店舗活用加算金の場合)

Q21. 「自立的な事業の継続が可能」とは具体的にどのような状態ですか？

次の全てに該当する場合に判断されます。

- 独立した収支構造:事業収益によって全ての経費を賄い、次期投資に向けた利益を確保できること

- 実態のある事業運営:継続的な経営基盤として確立する意思があること
 - 専従体制の確保:事業の遂行に必要な人員が適切に見積もられ、運営体制が整っていること
-

■ 募集期間・申請手続

Q22. 募集期間はいつですか？

令和8年7月6日(月)から令和8年9月25日(金)午後5時必着です。申請状況に応じて2次募集を行う場合があります。

Q23. 申請書類はどこで入手できますか？

五戸町総合政策課窓口を設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

Q24. 申請書類の提出方法は？

郵送、持参、メールのいずれかで提出可能です。郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。

Q25. どのような書類を提出する必要がありますか？

主な提出書類は次のとおりです。

- 交付申請書(様式第1号)
- 開業届出の写しまたは法人登記事項証明書
- 納税状況確認同意書(様式第2-1号)または納税証明書(移住者でない町民の場合)
- 移住者の場合は、移住者に係る誓約書及び同意書(様式第2-2号)
- 代表者の住民票抄本
- 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- 支援金受給歴に係る申告書(様式第3号)
- 事業計画書(別記様式第1号)
- 確定申告書類(1期以上の事業年度に係る確定申告期限を経過している場合)
- 空き家・空き店舗活用加算金の場合は、売買契約書等の写しまたは賃借関係を示す契約書等の写し
- 空き家・空き店舗活用加算金で賃借の場合は、空き家・空き店舗であることの証明書(別記様式第2号)

Q26. 移住者の場合、納税関係の書類はどのようになりますか？

移住者の場合、次のいずれかのパターンで提出します。

- 移住者に係る誓約書及び同意書(様式第2-2号)のみ
- 納税状況確認同意書(様式第2-1号)または納税証明書と、様式第2-2号の両方

なお、移住加算金の申請においては、前住所地における市町村税に滞納がないことを誓約する必要があります。

■ 審査・交付決定

Q27. 審査はどのように行われますか？

令和 8 年度五戸町の未来を創る起業支援事業支援金交付審査要領に基づき、書類審査により行われます。応募多数の場合は、審査により優先順位をつけ、予算の範囲内で町長が決定します。

Q28. 交付決定後のスケジュールを教えてください。

- 令和 8 年 10 月中：書類審査
 - 令和 8 年 11 月上旬：交付決定兼確定（交付・不交付決定通知の送付）
 - 令和 8 年 11 月中旬：請求書提出期限
 - 令和 8 年 12 月上旬：支援金支払い
-

■ 交付後の義務・返還

Q29. 支援金の交付後に何か義務はありますか？

交付決定の日から 3 年を経過する日を含む事業年度まで、毎年度の事業年度終了後の 4 月から 5 月末日までの間に、事業継続状況報告書（様式第 8 号）と確定申告書類等を提出する義務があります。

Q30. 報告は何回行う必要がありますか？

決算時期により異なりますが、概ね 4 回程度です。例えば、12 月決算（個人事業主）で令和 8 年 11 月に交付決定を受けた場合、令和 8 年～令和 11 年の 4 事業年度分を、翌年度の 4 月～5 月に報告します。

Q31. 事業を廃止した場合はどうなりますか？

交付決定の日から 3 年以内に対象事業を廃止した場合は、支援金の全額を返還する必要があります。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由がある場合は、取消しを行わないことがあります。

Q32. 事務所を町外に移転した場合はどうなりますか？

交付決定の日から 3 年以内に主たる事務所を町外に移転した場合も、支援金の全額を返還する必要があります。

Q33. 空き家・空き店舗活用加算金を受けた後、その物件から移転した場合はどうなりますか？

交付決定の日から 3 年以内に当該物件における対象事業を廃止または他の場所に移転した場合は、加算金の額（20 万円以内）の返還を求められます（基礎額部分は返還不要、ただし事業自体を廃止する場合は全額返還）。

Q34. 移住加算金を受けた後、町外に転出した場合はどうなりますか？

交付決定の日から3年以内に代表者が町外に転出した場合は、移住加算金の額(20万円以内)の返還を求められます(基礎額部分は返還不要、ただし事業自体を廃止する場合は全額返還)。

Q35. 返還事由に該当した場合の届出は必要ですか？

はい。交付決定の日から3年以内に対象事業の廃止、町外移転等に該当することとなったときは、速やかに廃業等届出書(様式第7号)により町長に届け出なければなりません。

■ 事業計画書・財務計画

Q36. 事業計画書にはどのような内容を記載しますか？

主な記載事項は次のとおりです。

- 申請者情報(氏名、連絡先等)
- 略歴・過去の事業経験
- 起業概要(事業内容、業種、所在地、従業員数、資本金等)
- 事業内容(ビジョン・目標、事業コンセプト、販売・仕入れ計画)
- 販売戦略(市場調査、競合分析、自社分析、価格設定等)
- 財務計画(資金調達計画、損益計画、簡易資金繰り計画)
- 雇用計画
- 起業理由
- 交付金活用等

Q37. 財務計画の各様式の間係を教えてください。

- 6-1 資金調達計画:事業に必要な設備資金・運転資金と、その調達方法(自己資金・融資等)を記載します。左右の合計は一致させてください。
- 6-2 損益計画:1年目～3年目の売上高、売上原価、販売費等、営業利益、経常利益等を記載します。
- 6-3 簡易資金繰り計画:半期ごとの資金繰りを記載します。1年目上期の手持資金は資金調達計画の合計額を使用してください。

Q38. 個人事業主の場合、損益計画で注意すべき点がありますか？

個人事業主の場合、事業主本人の人件費は計上しないでください。事業主本人の報酬は費用ではなく、事業主貸として取り扱われます。

Q39. 期末手持資金がマイナスになった場合はどうすればよいですか？

追加の資金調達方法を、事業計画書の「9. 交付金活用等」の欄に記載してください。

■ 空き家・空き店舗活用加算金

Q40. 「空き家」「空き店舗」の定義は何ですか？

- 空き家:町内に居住を目的として建築され、かつて使用されていた建物。ただし、アパート等賃借を目的とした建物を除きます。
- 空き店舗:元の店舗が閉鎖した状態の店舗です。

Q41. 空き家・空き店舗を賃借して起業する場合、必要な書類は何ですか？

賃借関係を示す契約書等の写しに加え、物件所有者が発行する「空き家・空き店舗であることの証明書」(別記様式第2号)が必要です。

Q42. 不動産賃貸業は空き家・空き店舗活用加算金の対象になりますか？

いいえ。不動産貸付けを主たる目的とする建物での起業は、空き家・空き店舗活用加算金の対象外です。

■ 問い合わせ先

Q43. 申請に関する問い合わせ先はどこですか？

五戸町総合政策課 政策推進室「五戸町の未来を創る起業支援事業係」

- 住所:〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館 21-1
- TEL:0178-62-7974(直通)
- E-mail:seisaku@town.gonohe.aomori.jp

※メールを送る際は上記ドメインからの受信を可能な状態にしてください。

本Q&A集は、「五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱」及び「令和8年度募集要項」に基づき作成したものです。詳細は交付要綱及び募集要項をご確認ください。